11 市町村の開発指導要綱等の概要

《 内容に関する詳細等については必ず各市町村に確認してください。》

	 十町木	-	要綱等の名称		主な対象	担当課
	11 四1 小	J	女綱寺の石柳	行為	面積等	担目硃
福	島	市	大規模土地利用事前指 導要綱	土地の区画形質 の変更	開発区域 5ha以上 開発区域内 農地 4ha超	都市計画課
			大規模開発事前指導要 綱	建築行為に伴う 土地の区画形質	都市計画区域内 5ha以上	開発建築 指導課
			開発行為等指導要綱	の変更 開発行為が該当 しない建築行為	都市計画区域外 1ha以上 市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 3,000㎡以上	開発建築 指導課
			ゴルフ場開発指導要綱	ゴルフ場、関連 [・]	する複合リゾート地の開発	IJ
			景観条例	建築物 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	〈特定届出対象行為〉 建築面積1,000㎡超又は高さ10m 超 〈特定届出対象行為〉 築造面積1,000㎡超又は高さ10m 超(塀類5m・電線支持物20m	都市計画課
				る開発行為をい う。)		
			建築物等の道路に関する指導要綱	の道路等	接する幅員が1.8m以上4.0m未満	開発建築 指導課
			中高層建築物の建築に 関する指導要綱		7(低層住居専用地域にあって は地上3階以上の建築)	開発建築 指導課

市町村	西郷笠の夕針		主な対象	扣水細
	要綱等の名称	行為	面積等	担当課
会津若松市	開発行為等指導要綱	建築物の建築等 の用に供する目	市街化区域 1,000㎡以上	·開発管理課
	加元日初寺田寺安	的で行う土地の 区画形質の変更	市街化調整区域 すべて	加九百经旅
	開発事業指導要綱	都市計画区域外 の土地の造成	1ha以上(放流水が湖沼又はかんがい用水路等に流入する場合は0.3ha以上1ha未満)	開発管理課
	租税特別措置法に基づ く優良宅地認定事務要 綱	開発許可を要し ない土地の造成 の認定	1,000㎡未満より	開発管理課
	開発許可申請等の手続 き要綱	開発行為の申請	· 等	開発管理課
	開発許可等に係る事務 処理要領	開発行為の許可	承認、他法令との調整等	開発管理課
	違反開発行為等事務処 理要領	違反行為等に対 する措置等	市街化区域1,000㎡以上市街化調整区域全て	開発管理課
	工事完了検査事務処理 要領	検査、検査済 証、完了公告等	開発行為	開発管理課
	景観条例	建築物の新築、 色彩の変更等	高さ10m以上、3階建て以上かつ延べ床面積500㎡以上、延べ 床面積1,000㎡以上	
	(※重点地区について は別に届出基準あり)	開発行為等	3,000㎡以上又は法面の高さ5m 以上かつ長さ10m以上	都市計画課
		屋外物品の集 積・貯蔵	高さ3m以上又は面積500㎡以 上	
		工作物	 ・擁壁等、高さ5m以上 ・煙突等、高さ10m以上 ・電線路等の支障物、高さ20m以上 ・高架水槽等、高さ10m以上又は築造面積1,000㎡以上 	
	中高層建築物等の建築 に関する指導要綱	高さ10mを超え	る建築等	建築住宅課
	みなし道路に関する指 導要綱	みなし道路に接て	する土地での建築等	建築住宅課

	attina I. I.			主な対象	
巾巾	i町村	要綱等の名称	行為	面積等	担当課
郡	山市	郡山市建築行為等にか かわる後退用地に関す る要綱	みなし道路に接す 置等	る土地での建築、門・へいの設	開発建築 指導課
		郡山市中高層建築物の建 築に関する指導要綱	高さ10m以上又は	は地上3階以上の建築等	開発建築 指導課
		郡山市共同住宅型集合 建築物等の建築に関す る指導要綱	共同住宅型集合建 で住戸数10以上の	生築物、ワンルーム形式共同住宅)ものの建築	開発建築 指導課
		郡山市ゴルフ場開発指 導指針	ゴルフ場開発		公有資産マネジメント課
			建築物の建築等	高さ13m超又は建築面積1,000 ㎡超	
				擁壁等、高さ5m超 鉄柱、煙突、電波塔等、高さ 13m超	
		郡山市景観づくり条例 (※重点地区について は別に届出基準あり)	工作物の建設等	電気供給用電線路等、高さ20m 超 高架水槽等、高さ13m超又は築	開発建築 指導課
		は別に個山盔中のり)		造面積1,000㎡超	
				面積3,000㎡超又は法面の高さ5 m超かつ長さ10m超	
			屋外における物 品の堆積等	高さ3m超又は面積500㎡超	
		郡山市1ヘクタール以 上の開発行為に関する 事務処理要綱	1ha以上の開発行法	為	開発建築 指導課
		郡山市開発許可申請等に係る事務処理要領	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	開発建築 指導課
		郡山市開発許可申請等 の手続要綱	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	開発建築 指導課
		郡山市違反開発行為等 事務処理要領	違反開発行為等		開発建築 指導課
いま	っき市	開発行為指導要綱	開発行為	市街化区域 1,000㎡以上 市街化調整区域 すべて 都市計画区域外 1ha以上	建築指導課
		ゴルフ場開発事業指導 要綱	ゴルフ場開発		建築指導課
		いわき市の景観を守り 育て創造する条例	土地の区画形質 の変更等	面積が3,000㎡を超えるもの又 は高さ5mかつ長さ10mを超 える法面を生じるもの	都市計画課
			屋外における物 品の集積又は貯 蔵	面積500㎡を超えるもの又は積 み上げの高さ3mを超えるもの	THE THE

 - III	亚烟炊 6 4 44		主な対象	担当課	
市町村	要綱等の名称	行為	面積等	担当課	
白 河 市	建築行為等に係る後退用 地に関する要綱	幅員4m未満のみ 等	建築住宅課		
	中高層建築物の建築に 関する指導要綱	高さ10mを超え	る建築等	建築住宅課	
		建築物の建築等	高さ10m以上又は3階建以上か つ延面積500㎡以上又は延面積 1,000㎡以上等		
	景観条例		擁壁等、高さ5m以上等	Jeen Land Landston	
	(※重点区域については別に届出基準あり)	開発行為 土地の形質の変	面積3,000㎡以上 面積3,000㎡以上又は法面の高	都市計画課	
	はがに周田丞中のブブ	更等	さ5m以上かつ長さ10m以上等		
		屋外における物 品の堆積等	高さ3m以上又は面積500㎡以上 等		
	開発行為指導要綱	開発行為		都市計画課	
	開発行為の許可申請手 続要綱	同上		都市計画課	
	大規模開発行為に関す る指導要綱	同上		都市計画課	
須賀川市	須賀川市開発事業指導 要綱	都市計画区域外 の開発行為	0.3ha以上1ha未満	都市計画課	
	須賀川市開発許可等の 手続要綱	開発行為		都市計画課	
	須賀川市開発許可等に 係る事務処理要領	開発行為		都市計画課	
	須賀川市中高層建築物 の建築に関する指導要 綱	高さ10mを超え	る建築等	建築住宅課	
	須賀川市建築行為等に かかわる後退用地に関 する要綱	みなし道路に接て	する土地での建築等	建築住宅課	
喜多方市	喜多方市開発行為指導 要綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市開発行為の許 可申請手続き要綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市開発行為に関 する事務処理要領	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡ 都市計画区域外 10,000㎡	都市整備課	
	喜多方市工事完了検査 に関する事務処理要領	開発許可をした	開発行為	都市整備課	
	喜多方市大規模開発行 為に関する指導要綱	開発行為	5ha以上	都市整備課	
	喜多方市違反開発行為 に関する事務処理要領	開発行為等の規制 物の建築	制に違反する開発行為及び建築	都市整備課	
		建築物の建築等	10m超又は建築面積500㎡超等		
		工作物の建設等	10m超又は築造面積1,000㎡超 等		
	喜多方市景観条例	開発行為	3,000㎡超又は法面の高さ5m超 かつ延長10m超	都市整備課	
	百多刀甲基既本門	土地の開墾等	3,000㎡超又は法面の高さ5m超 かつ延長10m超		
		屋外における土 石等の堆積	高さ3m以上又は堆積の用に供 される土地の面積500㎡超		
		水面の埋立て又 は干拓	3,000㎡超又は法面の高さ5m超 かつ延長10m超		

┵╓╌┾┾	再個数の力化		+ta 717 ≅H	
市町村	要綱等の名称	行為	面積等	担当課
相馬市	相馬市建築行為等に係る後退用地等に関する 要綱	幅員4m未満のみ 等	なし道路に接する土地での建築	建築課
	災害危険区域に関する 条例	住居の用に供す る建築物の建築 の禁止	津波による災害の危険が著しい 区域約110ha	都市整備課
二本松市	大規模開発指導要綱	土地の区画形質の変更	5ha以上	都市計画課
	都市計画法施行細則	開発行為	都市計画区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 1ha以上	都市計画課
	都市計画法に基づく開 発許可の事務処理に関 する要綱	開発行為	都市計画区域 3,000㎡以上 都市計画区域外 1ha以上	都市計画課
	開発工事の検査に関す る要綱	開発許可をした	•	都市計画課
	違反開発行為等事務処 理要綱	開発行為等の規制	制に違反する開発行為	都市計画課
	宅地開発指導要綱	開発行為	0.1ha以上(例外規定あり)	都市計画課
		建築物の建築等	高さ13m超又は建築面積1,000㎡ 超	
		工作物の建設等	擁壁等の場合高さ5m超、柱・貯蔵施設等の場合高さ13m超又は築造面積が1,000㎡超、電線路等の支持物の場合20m超	
	景観条例	広告物の設置等	高さ13m超又は表示面積の合計 15㎡超	都市計画課
		土地の区画形質 の変更	面積3,000㎡超又は法面の高さ 5mを超え長さ10m超	
		鉱物の採取又は 土石類の採取	面積3,000㎡超又は法面の高さ 5mを超え長さ10m超	
		屋外における物 品の集積又は貯 蔵	高さ3m超又は面積500㎡超	
	建築行為等に係る後退 用地に関する要綱	みなし道路に接 [*] 門、へい等	する土地における建築物及び	建築住宅課
	中高層建築物等の建築 に関する指導要綱	高さ10mを超え	る建築物等	建築住宅課
	阿武隈川出水災害危険 区域に関する条例	居室の用に供す る建築物の建築 の禁止	阿武隈川の出水により災害の危 険が著しい区域約141ha	建築住宅課
田村市	田村市都市計画法施行 細則	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画課
	田村市開発行為指導要 綱	開発行為	都市計画区域内 3,000㎡以上都市計画区域外 10,000㎡以上	都市計画課
	田村市建築物等の建築 に関する指導要綱	みなし道路に接て	する土地での建築等	都市計画課
南相馬市	建築行為にかかる後退 用地の取扱要綱	みなし道路に接て	する門、塀、建築の設置等	建築住宅課
	南相馬市災害危険区域に関する条例	住居の用に供す る建築物の建築 の禁止	津波による災害の危険が著しい 区域約2,045ha	建築住宅課

市町村	+	要綱等の名称		担当課		
111 匝1 小	J	安神寺の石が	行為	面積等	担目硃	
		伊達市開発許可申請等	市街化区域	1,000㎡以上		
		の手続要綱	市街化調整区域		都市整備課	
		7 70 = 2 3 71 7	都市計画区域外	1ha以上		
		伊達市開発許可等に係	市街化区域	1,000㎡以上	+r → ±/-/+:==	
		る事務処理要領	市街化調整区域		都市整備課	
		/#*-*\	都市計画区域外	1ha以上		
	達市	伊達市1〜クタール以 上の開発に関する事務	1ヘカタールリト	の問及行为	都市整備課	
伊達市		処理要綱		油川正川叶		
		伊達市開発許可に関す				
		る工事検査事務処理要	開発許可をした	都市整備課		
		領				
		伊達市違反開発行為等 事務処理要領	開発行為違反、都市計画法違反等		都市整備課	
		伊達市建築行為に係る	みなし道路に接っ	する土地での建築、門、塀の設	₩7	
		後退用地に関する指導 要綱	置等		都市整備課	
* 	±	本宮市開発事業指導要	土地の造成(※)	0.1ha以上(例外規定あり)	小笠州 淮	
本宮	币	由一点	土地の取得	0.1ha以上	政策推進課	

市町村	西细菜の見む		主な対象	担当課
山山山 小	要綱等の名称	行為	面積等	担目硃
桑折町	該当なし			
国 見 町		該	当なし	
川俣町	建築行為等に係る後退 用地に関する要綱	幅員4m未満のみ 等	なし道路に接する土地での建築	建設水道課
	大玉村開発事業指導要 綱	土地の造成	0.1ha以上(例外規定あり)	建設課
大玉村	大玉村ふるさと景観保 護条例	土地区画形質の 変更等	1,000㎡を超えるもの	環境保全課
	大玉村太陽光発電設備 と自然環境保全との調 和に関する条例	設置	出力10kw以上の太陽光発電設備の 対置するものは除く	環境保全課
鏡石町	鏡石町土地開発事業指 導要綱	開発行為	3,000㎡以上(例外規定あり)	企画財政課
天 栄 村	天栄村土地開発指導要綱	土地の造成	5,000㎡以上(例外規定あり)	企画政策課
下郷町		該	当なし	
檜枝岐村		該	当なし	
只 見 町	開発事業指導要綱	開発行為等	1,000㎡以上	総務企画課
南会津町	南会津町建築物等の建 築に関する指導要綱	幅員4m未満のみる 等	なし道路に接する土地での建築	建設課
	南会津町景観条例	建築物の建築等 工作物の建設等 開発行為 土地の形質の変 更等 屋外における物 件の堆積等 水面の埋立等	高さ10m超又は建築面積500㎡ 超等 擁壁等、高さ5m超等 面積3,000㎡超又は法面の高さ5 m超かつ長さ10m超 面積3,000㎡超又は法面の高さ5 m超かつ長さ10m超 高さ3m超又は面積500㎡超 高さ3m超又は面積500㎡超	総合政策課

市町村	亜細葉の夕新		主な対象	扣水部
111m1 火기	要綱等の名称	行為	面積等	担当課
北塩原村	北塩原村開発事業指導要綱	面積2,000㎡以上	の開発行為又は3階以上の建築等	企 画 室
西会津町		該	当なし	
磐梯 町	開発事業指導要綱	土地の造成(※)	5ha以上	政策課
		土地の取得	5ha以上	
猪苗代町	猪苗代町まちづくり指 導要綱		開発行為、建築物等の高さが13mを ^{等が1,000㎡} を超える場合等	企画財務課
会津坂下町	会津坂下町開発事業指 導要綱	土地の造成およ び開発	1ha以上	政策財務課
湯川村	湯川村建築物等の建築 に関する指導要綱	幅員4m未満のみで等	なし道路に接する土地での建築	産業建設課
柳津町		該	当なし	
三島町		該	当なし	
金山町	金山町自然環境保全及 び緑化の推進に関する 条例	開発行為	1ha以上	商工観光課
昭 和 村	開発行為等に対する指 導要綱	開発行為で面積1, 上のもの、3階以 ₋	500㎡以上又は計画戸数10戸以 上の建築等	建設係
会津美里町	会津美里町開発指導要 綱	開発行為	市街化区域:1,000㎡以上、市街化調整区域:原則として全て、非線引き都市計画区域: 3,000㎡以上、都市計画区域 外:10,000㎡以上	建設水道課

参考資料

				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	多 有貝科	
市	与町村	寸	要綱等の名称	 行為	主な対象 面積等	担当課
			開発指導要綱	開発行為等	非線引き都市計画区域:3,000㎡以上、 都市計画区域外:10,000㎡以上	
西	郷	村	中高層建築物の建築に関す る指導要綱	都市計画区域内で	・ 行う高さ10m以上の建築	建設課
Ӥ	圳	小儿	建築行為に係る後退用地に 関する要綱	幅員4m未満のみれ	なし道路に接する土地での建築等	
			西鄉村太陽光発電設備設置 事業指導要綱	設置面積1,000㎡」	以上の太陽光パネル等の設置	環境保全課
泉	崎	村	建築行為に係る後退用地に 関する要綱	幅員4m未満のみれ	なし道路に接する土地での建築等	建設水道課
中	島	村	中島村公園等整備促進に関 する要綱		「区域内の土地の所有権の移転 日途変更、土地造成等	建設課
	四	4.1	中島村建築行為等に係る後 退用地に関する要綱	幅員4m未満のみれ	なし道路に接する土地での建築等	建設課
矢	吹	町	矢吹町建築行為にかかる後 退用地に関する要綱	幅員4m未満のみれ	なし道路に接する土地での建築	都市整備課
棚	倉	町	棚倉町建築行為等にかかる 後退用地に関する要綱		し道路に接する土地での建築等	整備課
矢	祭	町		該当	当なし	
塙		町	塙町建築行為等にかかる後 退用地に関する要綱	幅員4m未満の道 の建築等	路(みなし道路)に接する土地で	まち整備課
鮫	JII	村	ゴルフ場開発事業指導要綱	ゴルフ場開発		村づくり 推進室
石	Ш	町	石川町建築行為等にかかわ る後退用地に関する要綱	建築基準法第42 し道路)に接する	条第2項に該当する道路(みな 土地での建築等	都市建設課
玉	JII	村	玉川村建築行為にかかわる 後退用地に関する要綱	幅員4m未満の道 での建築等	路(みなし道路)に接する土地	地域整備課
平	田	村	平田村建築行為等にかかわ る後退用地に関する要綱	みなし道路に接す 置等	る土地での建築、門・へいの設	産業建設課
浅	Ш	町	浅川町建築行為等にかかわ る後退用地に関する要綱	幅員4m未満の道語 での建築等	路(みなし道路)に接する土地	建設水道課
古	殿	町		. 該当	当なし	•
三	春		三春町ゴルフ場開発指導要 綱	ゴルフ場開発		
			美しいまちをつくる三春町 景観条例	大規模な建築物な の変更 太陽光発電設備の	とどの新築等及び土地の区画形質 設置	
			三春町開発行為等事前指導 要綱	建築物 (新築・増 築・改築・移転)	全ての開発行為等	
				建築物 (外観の模様替え・色彩の変更)	建築物の維持管理等のために通常 行う行為を除く全ての開発行為等	建設課
				工作物 (擁壁・塀 類等)	高さ2mを超える擁壁等	都市グループ
				工作物 (観覧車等の 遊戯施設類・コンク リートプラント等の製 造施設類等)	全ての開発行為等	
				土地の造成等	全ての開発行為等(例外規定あり)	
				木竹の伐採	全ての開発行為等(例外規定あり)	

市町村		. 1.	亚柳树 6 月 41.		主な対象	+□ \/\ ≅⊞			
1	7世]不	可	要綱等の名称	行為	面積等	担当課			
小	野	町	小野町開発事業指導要綱	土地の取得等、 開発	都市計画区域外 10,000㎡以上 都市計画区域 3,000㎡以上	企画政策課			
広	野	町	広野町開発事業指導要綱	土地の造成 土地の取得	1ha以上(例外規定あり) 1ha以上	復興企画課			
145	-114		広野町まちづくりのため の建築に係る手続き条例	規定による確認の	第1項又は第6条の2第1項の申請を伴う建築等				
楢	葉	町		T	なし	A			
富	岡		開発事業指導要綱		1ha以上(例外規定あり)	企画課			
Ш	内	村	1.分/m-7.4./分/二 至) - 1. 1. 1.	該当	なし	ı			
大	熊	町	大熊町建築行為にかかわ る後退用地に関する指導 要綱	みなし道路に接す 置等	る土地での建築、門、へいの設	復興事業課			
			大熊町林地適正利用指導 要領	開発行為	1ha以下(例外規定あり)	産 業 課			
			双葉町開発事業指導要綱	土地の造成(※) 土地の取得	1ha以上(例外規定あり) 1ha以上	建設課			
						双葉町ゴルフ場開発事業 指導要綱	ゴルフ場開発事 業	9ホール以上のもので、ゴルフ 場利用税が課されるもの	復興推進課
双	葉	町	双葉町建築行為にかかわ る後退用地に関する指導 要網	みなし道路に接す 置等	る土地での建築、門、へいの設	建設課			
			双葉町中野地区復興産業 拠点まちづくりガイドラ イン	景観の自然環境 との調和等	中野地区復興産業拠点区域内	復興推進課			
\ _a ta	`		開発事業指導要綱	土地の造成(※) 土地の取得	1ha以上(例外規定あり) 1ha以上	企画財政課			
浪	江	町	浪江町災害危険区域に関 する条例	建築物の建築の 制限	大字北幾世橋、大字棚塩、大字 請戸、大字中浜、大字両竹の一 部又は全部	建設課			
葛	尾	村	開発事業指導要綱	土地の造成 土地の取得	5ha以上(例外規定あり) 5ha以上	総務課			
新	地	町	新地町開発事業指導要綱	る場合を含む。) 事業(農林漁業の 土地の区画形質の 同じ。)について		都市計画課			
			災害危険区域に関する条 例	建築物の建築の 制限	東日本大震災により住居等が全 壊流失した区域等	都市計画課			
	飯舘村		いいたて美しい村づくり 推進条例	棄物処理施設・屋外点	各電設備・一般廃棄物処理施設・産業廃 5、告物設置のための行為				
创			いいたて美しい村づくり 推進条例施行規則	の新築、色彩の変 更等	高さ13メートル超又は建築面積1,000平方メートル超	村づくり推進課			
				屋外における物件 の堆積	高さ3メートル超又は使用する土地の面 積が500平方メートル超				
飯	舘	村	行為」とけ、主として建築物の建築の	該当					

- (注) 1「開発行為」とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。
- 2「土地の造成」とは、農林漁業の用以外の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。
- 4「土地の取得」とは、所有権その他の土地の使用収益を目的とする権利を設定又は移転する(予約も含む。)ことです。